

明治からの一通の電報

中 林 幸 夫

（会員・佐伯市長島町）

明治三十三年、豊後水道のほぼ真中に位置する水ノ子島に灯台設置の工事が開始されて以来、事務所を大分県南海部郡鶴見町下梶寄（当時の記録は豊後国東中浦村）に水ノ子島灯台退息所を置く。

昭和二十八年十二月、佐伯市鶴谷に移転。佐伯航路標識事務所へと名称は変わっても、直接水ノ子灯台に職員が滞在して、灯台守としての重責を果たしてきたが、平成五年四月一日、事務所も廃止され、直接的な灯台守はいなくなった（水ノ子灯台点灯は明治三十七年三月二十一日）。

事務所閉鎖に当たり、整理中の古い書類の中から、明治四十五年七月三十日付けのスタンプ印のある一通の電報が出てきた。その電報の内容は、

天皇陛下三〇日午前〇時四三分崩御あらせらる、同

時に皇太子殿下即位あらば不謹慎のことなきよう注意せよ、制服着用の場合、黒ラシヤ（幅三寸）を左腕にまとへ

というものであるが、チョンマゲ時代から制服等に服装が変わり、天皇制移行後の官庁職員には、この電報での通達には戸惑ったことであろう。今と違って、広報手段としての新聞やラジオ等のなかった時代では、天皇の崩御、併せて年号が改まっても、地方の人々は早々に知ることが出来ず、結局、急を要する場合は、電報に頼るほか方法はなかったようである（佐伯地方に、電信業務が開始されたのは明治二十五年）。

その電報の記録を見ると、

発信局 東京サクラギ局

発信時刻 午後三時 〇分

受信時刻 午後七時三〇分

で、電送時間に四時間三十分かかっている。受信局はスタンプ印から見て、大分県南海部郡米水津村の浦代郵便局である。

その米水津村浦代から鶴見崎先端部に位置する下梶寄の水ノ子灯台退息所までは、直線距離にして約二十キロ

メートル。当時、鶴見半島浦々のそれぞれの地区間には道路はもとより歩道もなく、断崖絶壁の連なる山中を行くより方法がなかった。

明治四十三年の調査文書に、

浦代郵便局―退息所間は、五里四十九間

と、報告している。

また、明治三十五年文書の中には、

日露戦争中に限り、浦代局から鶴見半島上にある海軍の望楼に配達され、望楼から約十五町の所に便宜信号竿を設けて、着電の有無等を知らせ、退息所から受け取りに行った。

と、記録されている。

退息所から信号竿までの距離は十町と報告し、信号人夫賃、一回、五銭必要と報告している。山中を行く代価五銭は想像できる。

当初退息所に小使として採用された梶寄の永谷九十郎の給料は日給三十四銭。因にそのころの豆腐一丁は一―二銭だった。

また、日給・月給等について当時の文書を見ると、明治三十二年五月二十五日付け文書に、

勅 令

朕は航路標識看守手当の件を裁下し、ここにこれを公布せしむ

として、

交通至難の場所に在勤する航路標識看守には月額六円以内の手当を給す。

とし、明治三十七年三月十七日付けで、

豊後国水ノ子島灯台、月額四円

と通知している。

天皇が俸給を勅令で出していることについて調べてみると、

大日本帝国憲法(明治二十二年)

第一〇条

天皇は、行政各部の官制、及び文武官の俸給を定め、文武官を任命す

となっている。

以上のような時代背景から考慮すると、明治に発信された電報は、多分、翌日か、翌々日の大正時代と改まった後に届いたと思われる。明治天皇崩御に重臣や乃木將軍夫妻が殉死されたことなど考えると、天皇崩御は、国

民に心理的動揺を与えたのだろう。

毛筆の明治の文書を見ていると、もはや明治時代は古代のような気がしてくる。こんなことを書くと、明治の人に叱られるかもしれないが、科学の発達から考えると、現代の十年は、明治の百年に匹敵するかもしれない。そんなことを思うと、キンさんギンさんは千年を生きたほどの価値観がある。

この文書の端々に退息所の土地所有者土佐路直吉、堅田の医師三輪類平、用弁方永谷九十郎、永谷猪太郎・梶川嘉太郎・三輪儀作等の名も見え、水ノ子灯台を支えた人々の労苦が感じられる。

当稿を調査中、海軍望楼の位置、付近の状況を考えていると、幕末につくられたとされている「猪垣」は、明治の始めごろに軍の秘密により、望楼への通路と要塞等の建設目的に関するものではなかったかと思われてならない。

望楼については、大正三年発行の『佐伯志』にも、「鶴見崎」の項に、

海軍呉鎮守府に屈し、中天にそびえ、レンガ造りで地上の高さ二丈七尺

とある。

現地の半島の尾根を歩いてみて、石垣の高さ等から米水津から鶴見に行く猪を防ぐなど実感にそぐわないことが多く、今でも猪より猿害の方が大きい話などを聞くと、猪垣には多少ならず疑問がある。

古い電報や文書を見ていると、米水津浦代郵便局の創設が知りたくなる。そこには豊後水道を往来した明治の帆船や海軍の歴史がひそんでいるように思われる。

明治天皇崩御の電報を受信した局員のルーツや、当時の教育等を知りたい。現在の大学出の人の真似ることのできない文章・筆跡にはただただ頭の下がる思いがする。

筆書きの明治の文書 初夏の風



橋山

松木

徳林

交納



明治四十二年十一月一日

一五号ノ取
井田源三郎

浦代五夜

九ノ子ノ所ノ名

浦代五夜
浦代五夜

回子

一五夜五夜
浦代五夜

一五夜五夜

一五夜五夜
浦代五夜

木

一五夜五夜

浦代五夜



成三

勅令

朕、船政標識看守用手書、件、裁可之、茲、之、

公布

御名 御璽

明治三十三年五月二十五日

海軍大臣 青木 顯正

勅令第百十八號

交通至難、場所、在勤、船政標識看守、三月、願、
六、因、以、内、手、書、給、入、其、場、所、及、給、與、細、則、ハ、
信、大、臣、之、ヲ、定、ム

第四号及
第十一号

口第...
...



雜第九

今般日...
...

...

水子島...

...

...

沈唐研四六一号

此字志既臨檢後其筆事跡所

中尚所ト其所ニ旨此其元電振ニ觀見公海軍
望橋ニ依リ此運方海軍大臣ニ蓋認ク得タル其
電振運受ノ取振方等觀見公望橋ニ依リ此
望橋ニ依リ此運方等觀見公望橋ニ依リ此

明治三十五年三月十一日

沈唐研檢後其筆事跡所長章百時復下

此ノ望電振料今ノ電振規必才也今余ニ依リ作此
部便電振料一海付スニシ

弟素子